

北海道内居住の

介護支援専門員証及び主任介護支援専門員資格の特例措置について

新型コロナウイルス感染症の影響により次のとおり特例措置を講じることとし、道が認める期間内は、介護支援専門員・主任介護支援専門員の資格を喪失しない取扱いとしています。

記

1 対象者

令和2年9月30日以降において登録地が北海道であり、かつ道内居住の介護支援専門員のうち、介護支援専門員証及び主任介護支援専門員資格の有効期間満了日が令和2年9月30日から令和5年3月31日までの者

2 資格を喪失しない取扱いとする期間

本来の有効期間満了日の翌日から2年間

※ 介護支援専門員証等を提示する際は、本紙とともに提示してください。

令和2年(2020年)12月25日決定

北海道保健福祉部高齢者支援局高齢者保健福祉課